

昭和二十一年十一月二日 月二日 日 決議 十一月二日 執行

議長

副議長

書記官長

案

の件

一議院法の特例に関する法律案帝國議會へ提出
一昭和二十一年勅令第三百五十一號貴族院令第
一條第三號第五號及び第六號の議員の任期延
長に関する勅令の一部を改正する勅令案貴

族院へ提出の件

皇室令第三十一号の件

右各件、別紙のよう、訂正の旨御沙汰があら
りました命に依つて御通知致します

昭和二十一年十一月三日

書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官 宛各通

議院法の特例に關する法律案中
「關を關に會を會に兩を兩に經を經に改める。

昭和二十一年勅令第三百五十一號の一部を
改正する勅令案中
「關を關に號を号に改める。

皇室典範案中

繼を繼に、屬を屬に傳へるを傳ふるに、號を、
に、體を、會を、會に變へるを、喪へるに、いふを
いふに、經を、經に、齡を、齡に、並を、並に、親らするを
みずからするに、從ひを、從ひに、みだを、いたに、廢
を、廢に、權を、權に、稱を、稱に、禮を、禮に、行ふを、行ふ
に、關を、關に、參を、參に、總を、總に、豫を、予に、敷を、敷
に、缺を、欠に、與を、与に改める。

第三十七條 皇室會議はこの法律及び他の法
律に基く権限のみを行ふ。

第三十條第五項中、内閣法第六條の規定により